

著作目録 (付、正誤表等)

椽川一朗

著書

西欧封建社会の比較史的研究<sup>①</sup> (一九七二年、青木書店、歴史学研究叢書)。

同増補改訂版<sup>①</sup> (一九八四年、同書店)。

ドイツの都市と農村<sup>②</sup> (一九八九年、吉川弘文館、ユーラシア文化史選書)。

近代思想と源氏物語<sup>③</sup> (一九九〇年、花伝社)。

訳書

ドイツ史 (ドローズ原著 J. Droz, *Histoire de l'Allemagne, 1948*——一九五二年、白水社、クセジユ文庫)。

論文 I

コンツルテースとコリベルティー (史学雑誌五四の一二号——一九四三年、一一六三頁)。

カロリング朝初期における従士制の問題 (史学雑誌五八の四号——一九四九年、二一—四三頁)。

農奴制の成立と農奴身分の問題 (一)・(二) (史学雑誌六二の一一号・六三の一号——一九五三年・五四年、各五六—七四頁・六八一—八一頁〔学界動向〕)。

西欧封建社会成立史における下部構造論の再検討（西洋史学二七輯Ⅱ一九五五年、一九十四〇頁〔同年の西洋史学会第六回大会「中世史シンポジウム」報告に基づく論文で、同誌五九―七四頁に、同報告をめぐる質疑応答の速記録掲載〕）。

土地所有の歴史的諸形態（歴史学研究二〇八号Ⅱ一九五七年、一一―一二頁）。

北フランス古典荘園の基礎構造——パリ、サンリジェルマンリデリ修道院所領明細帳の分析を中心として——（人文学報一七号Ⅱ一九五八年〔都立大学人文学部〕一〇五―一九二頁・統計表六葉折込）。

〈中世国家論〉における方法と発想の再検討——堀米庸三著『西洋中世世界の崩壊』によせて——（歴史学研究二二六号Ⅱ一九五八年、二四―三二頁〔批判と反省〕）。

古典荘園における〈不定量賦役〉について（土地制度史学四号Ⅱ一九五九年、五六―六二頁）。

フランス荘園制の変遷過程——真の意味での封建制（農奴制）とはなにか——（講座『社会経済史大系Ⅱ：中世前期』一九六〇年、一〇五―一三六頁）。

封建的土地所有の成立——古典荘園の諸性格——（『西洋経済史講座Ⅰ』一九六〇年、八一―一一〇頁）。

ブルジョア民主主義の歴史学と〈えせ〉ブルジョア史学——ピレンヌ原著『ヨーロッパ世界の誕生』によせて——（歴史評論一二四号Ⅱ一九六〇年、二四―三三頁）。

中世および近世におけるドイツ農村社会の構造（人文学報三三三号Ⅱ一九六三年、一一―二〇二頁）。

世界史像の再検討のための試論（歴史学研究三〇九号Ⅱ一九六六年、一一―一五頁）。

中・近世におけるドイツ農村の家父長制的構造<sup>4</sup>（人文学報七六号Ⅱ一九七〇年、一一―一七六頁）。

中・近世における南ドイツ都市の自治権と社会構造（人文学報九七号Ⅱ一九七四年、一一―九二頁）。

上部オーストリア村法集分析補遺（人文学報一一四号Ⅱ一九七六年、一七―三〇頁）。

中・近世の西洋における奴隷制の問題——下野義朗氏の拙著批判をめぐって——（歴史学研究四三七号Ⅱ一九七六年、二九―

三九頁〔批判と反省〕。

中・近世における西北ドイツ等の都市について（人文学報一一八号〇一九七七年、四三―七七頁）。

西南ドイツの中世都市——グリム『村法類』より——（人文学報一四一号〇一九八〇年、六三―一五九頁）。

ドイツの法域 Landgericht（人文学報一五四号〇一九八二年、一五一―二〇七頁）。

ドイツ農民身分制史〔西北編〕<sup>5</sup>（駒沢史学三〇号〇一九八三年、一―六四頁）。

△神の平和▽運動とドイツ農民の私戦慣行（歴史学研究五四七号〇一九八五年度大会報告集〇同年刊、一三一―二三頁）。

上オーストリア小都市群の参事会と一般市民団（駒沢史学三七号〇一九八七年、七八―一三七頁）。

フランス等における△自国の奴隷制▽研究とその思想史的背景（駒沢史学四五号〇本号）。

## 論文 II （問題提起と論争）

西ヨーロッパ古代・中世における奴隷制の連続について（歴史学研究一八二号〇一九五五年、二八―三二頁〔ノート〕）。

日本の西洋史研究と現代（歴史学研究二七〇号〇一九六二年、二二―二七頁）。

鯖田豊之『封建支配の成立と村落共同体』——吉岡・鯖田両氏の△封建制・集村同時成立▽説および△封建的分解▽論などを

めぐって——（歴史学研究二七七号〇一九六三年、五〇―五六頁〔批判と反省〕）。

椽川△試論▽発表の経過と意図（歴史学研究三一一号〇一九六六年、二八―三二頁〔△東アジア歴史像の検討▽の前進のため〕中）。

大塚理論の批判的継承と新しい歴史学——（大会）近世・近代史部会に参加して——（歴史学研究三二九号〇一九六七年、三〇―三三頁）。

服部之総『親鸞ノート』の原点（日本の科学者二〇の一一号〇一九八五年、三八―四三頁）。

ヨーロッパ比較史より<sup>(6)</sup> (歴史評論四四一号 一九八七年、九六一—一〇三頁 [歴史における家族と共同体] パネラー発言より)。

### 書評と紹介

古典荘園解体期における地代形態——Ch. E. Perrin, *Recherches sur la seigneurie rurale en Lorraine* の紹介——(人文学報八号 一九五三年、一六七—一七八頁)。

ペラン<sup>(7)</sup> フランス・ドイツの農奴制——Ch. E. Perrin, *Le Servage en France et en Allemagne*——(歴史学研究二〇六号 一九五七年、三六一—四二頁 [海外動向])。

小林秀雄『本居宣長』(歴史学研究四九一号 一九八一年、五三一—五九頁)。

A・ドプシュ著 野崎直治・石川操・中村宏訳『ヨーロッパ文化発展の経済的社会的基礎』(史学雑誌九〇の四号 一九八一年、八七一—九三頁)。

山口啓二・他『負担と贈与』 〓 『日本の社会史』第四卷<sup>(7)</sup> (歴史学研究五七八号 一九八八年、三七—三八頁)。

### その他

最近の歴史学雑誌から<sup>(8)</sup> (平凡社『世界歴史事典』第一六卷月報 一九五三年、七・八頁)。

農夫ボド<sup>(9)</sup> (山川出版社『世界史の研究』中世 一九五五年、一三一—一五頁)。

騎士の時代 (村川堅太郎監修『世界史の人びと』第二卷 一九五五年)。

日本史の時代区分論争と世界史の時代区分法 (実教出版『高校教育』社会科特集号 一九六四年、二二—一七頁)。

歴史学とマルクス主義 (書評誌『りいぶる』一四号 一九六七年、四—一〇頁)。

*Sur les familles des paysans médiévaux en France, en Allemagne et au Japon* (人文学報七六号付録 [レジュメ]) 〓

九七〇年、一一七頁)。

西洋中世史研究と日本の針路 (実教出版『世界史資料集』 一一九七六年、一九一—二八頁)。

△征服と遠征▽概説<sup>10)</sup> (毎日新聞社『古代文明の謎と発見』 第一〇巻 一一九七八年、一五—三三頁)。

〔ほか略〕

注

(1) 本書二二〇頁(初版・増訂版) および二七四頁(増訂版) の各一部を、次のように訂正したい。

二二〇頁 正文 (一六行目中程以下)

ちなみに史料中の三村は、九世紀の同修道院の既述『明細帳』第五章ⅡヴィルⅡヌーヴ荘であり、九世紀の同荘の保有地総面積約五一八ヘクタールに旧直営地の半ばを加えて、一三世紀には農民各戸の平均保有量が二・五ヘクタールだとすると、農家数は二五〇戸余となる。したがって右の一時金は一戸当たり五ポンド余となり、二世紀前の前記換算率をそのまま適用できないにしても、おそらく一戸当たり麦換算五〇モディウス(一八石)を超え、一年分の麦総収穫量を上廻る、相当重い負担であったと思われる。〔注…末尾三字分は次頁冒頭Ⅱそのまま。〕

二七四頁 正文 (六行目末より二行分)

ちなみに一五世紀にはアルテンブルッフ等三か村を含むハーデルン法域 Land Hadeln (エルベ最下流左岸) は、ザクセンⅡラウエンブルク公領の一部で、共通村法第二一条などに見える伯 *grave*, *Graf* は公家家臣の一貴族である。〔注…下注(4) 訂正文末尾参照。〕

(2) 正誤表 (ドイツの都市と農村)

六七頁末行

× 戦後の一九五二年

○ 戦後の一九四七年 〔注…三五二頁「参考文献」A5の初版年代を参照。〕

一一四頁参考事項「領邦」末尾

× 旧帝国都市で残ったのがハンザ三市である

○ 旧帝国都市で残ったのがハンザ三市と、フランクフルトである〔注：一一頁一一二行目参照。〕

二七〇頁一四行目

× 専属（アゲイン）

○ 専属（アイゲン）

二八六頁「地図11」縮尺表示

× 10km

○ 5頁〔注：本法域も面積約一五〇平方キロ↓本文一一二―一五頁「法域Ⅱミニ国家」参照。〕

三―三頁四行目

× その反面

○ そのうゑ

追加

索引四頁一八項目〔「証言」の原語と当該本文頁数〕

Sprache……105f.

補足説明

本文（参考事項）二九七頁一一―二行目

リュース同書同頁に注記の出典は、バリューズ E. Baluze, Balzius 著『アヴィニヨン教皇列伝ないし一三〇五―一三九四年フランス居住ローマ法王歴世史』Vitae Paparum Avenionensium, hoc est Historia Pontificum Romanorum qui in Gallia sederunt; ab anno Christi MCCCX usque ad annum MCCCXCIV, 2 vols, 1693, I (キラー G. Mollat 校一九一六年新版では第一卷三二〇―三二二頁)。  
教皇イノセント六世伝中の該当箇所を訳出しよう。「訳文中カッコ内は訳者の解説、二重カッコ内は補足。」

「太子（後の国王シャルル五世）は味方に助けられて、同市を屈服させ（パリ市長エティエンヌ・マルセルの乱の挫折）、次いで前述の暴徒（反乱農民）を断乎制圧し、多数の反徒を殺したが、その中には前記の首領も居た。すなわち彼は、以前より一揆の王 rex Jaque-

forum と称していた廉で、赤熱の鉄製三脚をもって戴冠され、《太子側の》勝利とともに、殺された。」「注…一揆の首領ギョーム・カールを殺したのは太子側に付いたナヴァール王シャルル。」

(3) 本書は都立大学および駒沢大学で二〇年来講述してきた史学概論ならびに西洋史概説の所論のほか、本目録「書評」中の小林秀雄『本居宣長』評の主旨にもとづく。また書中のパスカル論・ルソー論は、駒沢大学における外書講読演習の所産でもある。

正誤表 (近代思想と源氏物語)

一一頁一三行目

× フランス語から英語に変わる予定とも言われ

○ フランス語から、仏・英両国語併用に変更

一八頁六行目

× 小麦のパン

○ 麦粉のパン 「注…大麦も栽培。」

七七頁三行目

× オランダ生れの神学者

○ ベルギー生れの神学者 「注…オランダで活躍。」

八六頁一行目

× 『フランス革命史』(一八七九～八〇年)

○ 『フランス革命史』(一八四七～五三年) 「注…初版の年代。」

一〇三頁二～三行目

× シェークスピアの文学作品を見ても

○ シェークスピア以下の名作を見ても

二二五頁九行目

× 続日本後記

○ 続日本後紀

同一〇行目

× 出でて舞ひこむ

○ 出でて舞ひてむ 「注：原文は伊天巨萬毗天牟。」

二三〇頁一一行目

× 『河海抄』以来の伝承

○ (最秘抄以来の) 伝承 「注：カッコ内は補足説明、評釈書名訂正も。」

二三三頁一〇行目

× (自分の罪)をおぼす

○ (己が漁色の罪)をおぼす

二三四頁九行目

× 前述の『河海抄』および『源注拾遺』

○ 前述鎌倉末期の『源中最秘抄』や『源注拾遺』

二三六頁五行目

× シヤカの前生での師が奇瑞を夢み

○ シヤカが前生で修行中、奇瑞を夢み

二五四頁(参考文献表)一〇行目

× 84 モリエール

○ 83 モリエール (本文八三頁分)

### 追加

二五六頁末尾(本文二五〇頁分参考文献へ)

兼良『勸修念仏記』(鷲尾順敬編『国文東方仏教叢書』二の一巻所収)——同巻には前頁中の本文二〇一頁分参考文献『御一代聞書』全文も『空善聞書』として収録。



(4) 本稿(人文学報七六号全冊)第二章第二節に一四三九年『アルテンブルッフ等三か村共通村法』全条の試訳を載せた(一四六一—一五二八頁)。その一部が渡辺節夫『西欧中世社会経済史関係資料集』(一九八七年、八四—一五頁)に紹介されたが、拙訳は文字通りの試訳にすぎず、意に満たないので、改訳を發表したいと思っていた。ただし、ここでは重要な個所の訂正を列記するに止めたい。

## 訂正 後

### 第二条後段

……で第四親等まで(ローマ法の第八親等まで)のいとこ(男子近親者)すなわち犯人について賠償の義務と拒否権をもつもの全員を追及し、その財産を差押えるべきである。ただし炬火(による平和喪失宣告までの期間)を除く。〔注：カッコ内は訳者説明、二重カッコ内は補足。なお拙著『西欧』増訂版二九九頁以下参照。〕

### 第三条末尾

……わが法域の法に従って申入れるべきである。〔注：法域 Land, Landgericht は本共通村法ではハーデルン法域 Land Hadeln——同法域については前掲拙著二七四頁および拙著『ドイツ』二六六頁以下参照。なお第一七条の国 Land も法域と改めたい。〕

### 第四条中段

……その出頭は、わが法域法 Landrecht (の定める手続き)に従うべきである。〔注：ラントが法域を意味することは前条と同様。なお第一四一条のラントレヒトも法域法である。〕

### 第二〇条前段

……村長が、ある教区(村)の合意に従って(伯にたいする)運搬賦役と年貢に関する第一(期)の負担を告知〔注：運搬賦役 diek の解釈については拙著『西欧』増訂版二七四頁参照。次の条も同じ。〕

### 第二二条前段

……ただし、その運搬賦役を怠ったばあい、かれらは伯に一〇シリング、陪席判事団にビール四桶(約三〇〇リットル)、誓約衆に四シリングを、罰金として納めるべきである。〔注：ビール四桶は 4 ammer behrs, Eimer Biers の訳。誓約衆 schware, Geschworne は陪席判事補佐役たちであろう——拙著『ドイツ』六〇頁以下のエーリングデン市の事例を参照。なお伯 greve, Graf はハーデルン伯で、ザクセン王ラウエンブルク公の家臣たる法域領主——拙著『西欧』増訂版二七四頁の説明の誤りは上注(1)に正文を示して訂正。〕

(5) 本稿執筆当時は「西北」以外のドイツ諸地方についても農民身分制史が書けると思っていたが、史料上の制約からか、あるいは明確な身分制が存在しなかったためか、当時の研究計画は無理だったようである。

(6) のち歴史科学協議会編『佐々木潤之介・原秀三郎編集『歴史における家族と共同体』(一九九二年、青木書店、五二六―五三四頁)に収録。

(7) 日本中世史の「社会史」的方法が、家父長制の問題を避けたため陥った錯誤に外ならぬ点を、比較史的に論評。「オーストリア社会史学派は逆に家父長制問題に到達——本誌拙稿参照。」

(8) 論文時評。とくに安良城盛昭「太閤検地の歴史的前提」(歴史学研究一六三―四号)を評価。

(9) アイリーン・パウア『中世に生きる人々』(三好洋子訳)の書評。書評の主旨「例示の農夫ボドは農奴ではなくて富農Ⅱ奴隷所有者」は、次項の啓蒙書『騎士の時代』一三二頁以下に論述。

(10) 古代帝国論。その主旨は上掲拙著『近代思想と源氏物語』一七―八頁に要約。